不法投棄とは、廃棄物(ごみ)を適正に処理せずに 処分場以外の山林や空き地などに捨てたり埋 る行為です。ほかにも、資材置場などに廃棄 することや道路などにタバコの吸い殻や空き缶などを捨 てること(ポイ捨てなど)も不法投棄となります。





↑柵による侵入防止策

管理のひと工夫と

監視の目が重要です

③不法投棄看板の無料配布(地区に年1 ②不法投棄監視員による巡回パ 枚程度を予算の範囲内で配布)

①市職員による不法投棄重点地区の巡

廃棄物の処理および清掃に関する法律

回パトロール

市役所の不法投棄対策

ひと工夫で不法投棄を予防土地の所有者や管理者の

不法投棄をなくすには、

地域の協力が不可欠

不審な現場をみかけたら

不法投棄を行っている現場を発見した

5条清潔の保持) (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 ととなりますが、 の処理は、投棄者が撤去・処分を行うこ 私有地に不法投棄された廃棄物(ごみ) して撤去・処分しなければなりません。 土地の所有者(管理者)が費用を負 投棄者が判明しない場

> どを分かる範囲で記録して、最寄りの警 場合は、投棄している物、車両やナンバ

報してください。また、投棄者に接触する 察署または環境保全課(霞ヶ浦庁舎)へ通

とは危険ですので絶対に避けてください

を行ってください。 り定期的な手入れを行い、 棄のターゲットになりやすいので、 て欲しい」などの話も安易に受けず、 万や使用目的などをしっかり調べることを れないように柵やロープを張るなどの管理 清潔に管理されていない土地は不法投 他人から「土地を貸し 安易に車が入 日頃よ

このような場所は注意 空き地や道路沿い・河川付近など、

その量が多くなる傾向があります。 また、不法投棄されたまま何も対処しな されていない場所などに多く見られます。 に、ひとけがなく、 たるところに不法投棄は見られます。 い場所は、さらなる不法投棄を呼び込み、 草が生い茂り管理が

不法投棄を行った者	5年以下の懲役若しくは 1,000万円以下の罰金に処せられ、またはこれ
(法第 25 条第 1 項第 14 号)	を併科されます。未遂の場合でも罰せられます(法第 25 条第 2 項)。
法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その業務に関し不法投棄を行った場合(法第32条第1号)	3 億円以下の罰金が科せられます。
不法投棄を行う目的で廃棄物の収集又は運搬をした者(法第26条第6号)	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処せられ、またはこれを併科されます。法人などに対しても300万円以下の罰金が科されます(法第32条第2号)。

広がる自然豊かな景観をたたえる街並み 波山系の南麓に位置し、 私たちのかすみがうら市は、

せる大きな原因になっているのです。 とでも思って捨てていくのかもしれません。 廃棄物(ごみ)が捨てられています。 れていない土地などに、 しかし、その身勝手な行為が地域の景観 不法投棄する心無い人は、そこをごみ箱」 生活環境や自然環境を悪化さ タイヤや家屋解体物などの 草木が生い茂り管理さ 心無い人によって、

絶対に許さない街づくりをすることが大切 は、地域の方と行政が協力をして、 たちの街をみんなで監視し、 不法投棄を 自分

